

全建事発第 153 号
令和 3 年 3 月 5 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の
変更（令和 3 年 2 月 26 日）に伴う工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 2 月 26 日に、内閣総理大臣より、3 月 1 日以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、引き続き建設現場等における感染予防対策を徹底するよう、国土交通省より別添のとおり通知がありました。

また、標記対応にかかる地方整備局等、地方公共団体及び民間発注者団体に対する通知も参考添付されていますので、併せて、貴会会員企業の皆様へ周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

（担当）事業部 堤

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp